

倒産手続に関する官報公告文様式の定型化等について

昭和63年3月18日民三第826号地方裁判所
長あて民事局長通達

改正 平成10年12月14日民三第630号
平成12年3月15日民三第106号
平成13年3月28日民三第134号
平成15年3月26日民三第138号
平成16年11月30日民三第000119号
平成18年3月22日民三第000183号
平成18年12月13日民三第000825号

倒産手続に関する官報公告文様式の定型化等について、独立行政法人国立印刷局と協議の上、別添の「倒産手続に関する官報公告文の定型化等実施要領」を定めましたので、倒産手続に関する官報公告の事務は、前記の実施要領によつて処理してください。

付 記

1 この通達は、昭和63年5月11日から実施する。
2 昭和51年3月19日付け最高裁民三第240号民事局長通達「破産・会社更生等手続に関する官報公告文様式の定型化等について」は、昭和63年5月10日限り、廃止する。

3 昭和63年5月11日以降にする官報公告申込みのうち、同月31日までに掲載を要する官報公告申込みにあつては、あらかじめ大蔵省印刷局にその旨を通知した上、従前の例により公告原稿を作成する。

付 記（平成10年12月14日民三第630号）

この通達は、平成11年1月4日から実施する。

付 記（平成12年3月15日民三第106号）

1 実施

この通達中記第1の定めは民事再生法（平成11年法律第225号）の施行の日（平成12年4月1日）から、記第2の定めは平成13年1月1日から実施する。

2 経過措置

和議手続に関する官報公告の事務は、なお従前の例による。

付 記（平成13. 3. 28民三第134号）

この通達は、民事再生法等の一部を改正する法律（平成12年法律第128号）の施行の日（平成13年4月1日）から実施する。

付 記（平成15. 3. 26民三第138号）

この通達は、平成15年4月1日から実施する。

付 記（平成16年11月30日民三第000119号）

1 この通達は、破産法（平成16年法律第75号）及び破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第76号）の施行の日（平成17年1月1日）から実施する。

2 この通達の実施前にされた破産の申立て又はこの通達の実施前に職権でされた破産の宣告に係る破産事件に関する官報公告の事務は、なお従前の例による。

3 この通達の実施前にされた破産の申立て又はこの通達の実施前に職権でされた破産の宣告に係る破産者の免責に関する事件についての官報公告の事務は、なお従前の例による。

4 この通達の実施前にされた破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正前の民事再生法（平成11年法律第225号）第21条又は第209号第1項の規定による再生手続開始の申立てに係る再生事件に関する官報公告の事務は、なお従前の例による。

付 記（平成18年3月22日民三第000183号）

1 この通達は、会社法（平成17年法律第86号）の施行の日から実施する。

（施行の日＝平成18年5月1日）

2 この通達の実施前にされた会社整理の申立て又はこの通達の実施前に職権でされた会社整理開始に係る会社整理事件に関する官報公告の事務は、なお従前の例による。

3 この通達の実施前に生じた事由により解散した会社の特別清算事件に関する官報公告

の事務は、なお従前の例による。

付 記（平成18年12月13日民三第000825号）

1 この通達は、平成19年1月1日から実施する。

2 この通達の実施前にされた再生計画取消しの申立てに関する官報公告の事務は、なお従前の例による。

別添

倒産手続に関する官報公告文の定型化等実施要領

第1 地方裁判所の官報公告文に関する事務処理の迅速化を図るため、次のとおり公告原稿定型様式（以下「定型様式」という。）及び公告文ひな型（以下「ひな型」という。）を定める。

1 定型様式（別紙第1のとおり）

- (1) 破産手続開始1（定型番号第77号）
- (2) 破産手続開始2（定型番号第78号）
- (3) 破産手続開始3（定型番号第79号）
- (4) 破産手続開始4（定型番号第80号）
- (5) 破産手続開始5（定型番号第81号）
- (6) 破産手続開始6（定型番号第82号）
- (7) 破産手続開始7（定型番号第83号）
- (8) 破産手続開始8（定型番号第84号）
- (9) 破産手続開始9（定型番号第85号）
- (10) 破産手続開始10（定型番号第86号）
- (11) 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間1（定型番号第87号）
- (12) 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間2（定型番号第88号）
- (13) 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間3（定型番号第89号）
- (14) 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間4（定型番号第90号）
- (15) 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間5（定型番号第91号）
- (16) 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間6（定型番号第92号）
- (17) 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間7（定型番号第93号）
- (18) 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間8（定型番号第94号）
- (19) 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間9（定型番号第95号）
- (20) 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間10（定型番号第96号）
- (21) 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間11（定型番号第97号）
- (22) 破産手続開始及び破産手続廃止（定型番号第98号）
- (23) 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間1（定型番号第99号）
- (24) 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間2（定型番号第100号）
- (25) 破産手続廃止（定型番号第101号）
- (26) 破産手続廃止及び免責許可決定（定型番号第102号）
- (27) 破産手続終結1（定型番号第103号）
- (28) 破産手続終結2（定型番号第104号）
- (29) 破産手続終結及び免責許可決定1（定型番号第105号）
- (30) 破産手続終結及び免責許可決定2（定型番号第106号）
- (31) 破産債権の届出期間及び一般調査期日（定型番号第107号）
- (32) 破産債権の届出期間及び一般調査期間（定型番号第108号）
- (33) 破産債権の特別調査期日（定型番号第109号）
- (34) 破産債権の特別調査期間（定型番号第110号）
- (35) 債権者集会招集1（定型番号第111号）
- (36) 債権者集会招集2（定型番号第112号）
- (37) 債権者集会招集及び免責許可申立てに関する意見申述期間1（定型番号第113号）
- (38) 債権者集会招集及び免責許可申立てに関する意見申述期間2（定型番号第114号）
- (39) 書面による計算報告（定型番号第115号）
- (40) 書面による計算報告及び免責許可申立てに関する意見申述期間（定型番号第116号）

- (41) 免責許可申立てに関する意見申述期間（定型番号第117号）
- (42) 免責許可決定（定型番号第118号）
- (43) 小規模個人再生による再生手続開始（定型番号第52号）
- (44) 小規模個人再生による再生手続開始の取消決定確定（定型番号第53号）
- (45) 小規模個人再生による再生債権の届出期間変更（定型番号第54号）
- (46) 小規模個人再生による再生債権の一般異議申述期間変更（定型番号第55号）
- (47) 小規模個人再生による再生債権の特別異議申述期間（定型番号第56号）
- (48) 小規模個人再生による書面決議に付する決定1（定型番号第57号）
- (49) 小規模個人再生による書面決議に付する決定2（定型番号第76号）
- (50) 小規模個人再生による再生計画認可（定型番号第58号）
- (51) 小規模個人再生による再生計画不認可（定型番号第59号）
- (52) 小規模個人再生による再生計画取消（定型番号第60号）
- (53) 小規模個人再生による再生手続廃止（定型番号第61号）
- (54) 小規模個人再生による再生手続廃止の取消決定確定（定型番号第62号）
- (55) 小規模個人再生による免責決定（定型番号第63号）
- (56) 給与所得者等再生による再生手続開始（定型番号第64号）
- (57) 給与所得者等再生による再生手続開始の取消決定確定（定型番号第65号）
- (58) 給与所得者等再生による再生債権の届出期間変更（定型番号第66号）
- (59) 給与所得者等再生による再生債権の一般異議申述期間変更（定型番号第67号）
- (60) 給与所得者等再生による再生債権の特別異議申述期間（定型番号第68号）
- (61) 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取（定型番号第69号）
- (62) 給与所得者等再生による再生計画認可（定型番号第70号）
- (63) 給与所得者等再生による再生計画不認可（定型番号第71号）
- (64) 給与所得者等再生による再生計画取消（定型番号第72号）
- (65) 給与所得者等再生による再生手続廃止（定型番号第73号）
- (66) 給与所得者等再生による再生手続廃止の取消決定確定（定型番号第74号）
- (67) 給与所得者等再生による免責決定（定型番号第75号）
- (68) 特別清算開始（定型番号第45号）
- (69) 特別清算終結（定型番号第46号）
- (70) 継続用紙（定型番号第29号）

2 ひな型（別紙第2のとおり）

- (1) 船主責任制限手続開始（ひな型11）
- (2) 正誤（ひな型12）

第2 公告原稿の作成方法

公告原稿は、別紙第1の定型様式を複写し、又はワードプロセッサ若しくはコンピュータを使用して作成する。

1 別紙第1の定型様式を複写する場合

- (1) 定型様式が定められている公告文の原稿は、それぞれの定型様式を複写したものを使用し、各定型様式の記載要領に従い、所定の事項を記入して作成する。
- (2) ひな型が定められている公告文の原稿は、定型様式中の継続用紙（定型番号第29号）を複写したものを使用し、各ひな型どおりに作成する。
- (3) 定型様式又はひな型が定められていない公告文の原稿は、定型様式中の継続用紙を複写したものを使用し、定型様式及びひな型に準ずる体裁で公告の見やすさを損なうことのないように留意して作成する。

2 ワードプロセッサ又はコンピュータを使用する場合

ワードプロセッサ又はコンピュータを使用して公告原稿を作成する場合には、次の事項に留意して作成する。

- (1) 用紙は、A4縦を使用する。
- (2) 1行の文字数は、全角で22文字分とする。
- (3) 様式は、1に準じて作成する。数字は、全角又は半角のいずれを使用しても差し支えない。

なお、升目を付ける必要はない。

（別紙第1及び別紙第2）（省略）

破 産 手 続 開 始											
次 の 破 産 事 件 に つ い て 、 以 下 の と お り 破 産 手 続											
を 開 始 し た 。 破 産 財 団 に 属 す る 財 産 の 所 持 者 及 び											
破 産 者 に 対 し て 債 務 を 負 担 す る 者 は 、 破 産 者 に そ											
の 財 産 を 交 付 し 、 又 は 弁 済 を し て は な ら な い 。											
平成 年 (フ) 第 号											
(債務者の住所名称)											
/ / / / /											
/ / / / /											
債 務 者 / / / / /											
/ / / / /											
代 表 者 代 表 取 締 役 / / / / /											
1 / 決 定 年 月 日 時 / 平成 年 月 日 午 時											
/ 分 / / / / /											
2 / 主 文 / 債 務 者 に つ い て 破 産 手 続 を 開 始 す る 。											
3 / 破 産 管 財 人 / / / / /											
4 / 破 産 債 権 の 届 出 期 間 / 平成 年 月 日 まで											
5 / 財 産 状 況 報 告 集 会 ・ 一 般 調 査 の 期 日 / 平成											
/ 年 月 日 午 時 分 / / / / /											
/ / / / / 地 方 裁 判 所 / / / / / 支 部 /											

日
分

行

(CODE:1746)

破 産 手 続 開 始											
次 の 破 産 事 件 に つ い て 、 以 下 の と お り 破 産 手 続											
を 開 始 し た 。 破 産 財 団 に 属 す る 財 産 の 所 持 者 及 び											
破 産 者 に 対 し て 債 務 を 負 担 す る 者 は 、 破 産 者 に そ											
の 財 産 を 交 付 し 、 又 は 弁 済 を し て は な ら な い 。											
平 成 年 (フ) 第 号											
(債務者の住所名称)											
債 務 者											
代 表 者 代 表 取 締 役											
1 決 定 年 月 日 時 平 成 年 月 日 午 時											
分											
2 主 文 債 務 者 に つ い て 破 産 手 続 を 開 始 す る 。											
3 破 産 管 財 人											
4 破 産 債 権 の 届 出 期 間 平 成 年 月 日 ま で											
5 財 産 状 況 報 告 集 会 ・ 一 般 調 査 の 期 日 平 成											
年 月 日 午 時 分											
6 破 産 法 2 0 4 条 1 項 2 号 の 規 定 に よ る 簡 易 配											
当 を す る こ と に つ き 異 議 の あ る 破 産 債 権 者 は 、											
裁 判 所 に 対 し 5 記 載 の 一 般 調 査 期 日 の 終 了 時 ま											
で に 異 議 を 述 べ な け れ ば な ら な い 。											
地 方 裁 判 所 支 部											

日
分

行

(CODE:1747)

破 産 手 続 開 始											
次 の 破 産 事 件 に つ い て 、 以 下 の と お り 破 産 手 続											
を 開 始 し た 。 破 産 財 団 に 属 す る 財 産 の 所 持 者 及 び											
破 産 者 に 対 し て 債 務 を 負 担 す る 者 は 、 破 産 者 に そ											
の 財 産 を 交 付 し 、 又 は 弁 済 を し て は な ら な い 。											
平 成 年 (フ) 第 号											
(債務者の住所名称)											
/ / / / / / / / / /											
/ / / / / / / / / /											
債 務 者 / / / / / / / / / /											
/ / / / / / / / / /											
代 表 者 代 表 取 締 役 / / / / / / / / / /											
1 / 決 定 年 月 日 時 / 平 成 年 月 日 午 時											
/ 分 / / / / / / / / / /											
2 / 主 文 / 債 務 者 に つ い て 破 産 手 続 を 開 始 す る 。											
3 / 破 産 管 財 人 / / / / / / / / / /											
4 / 破 産 債 権 の 届 出 期 間 / 平 成 年 月 日 ま で											
5 / 財 産 状 況 報 告 集 会 ・ 一 般 調 査 ・ 廃 止 意 見 聴 取											
/ ・ 計 算 報 告 の 期 日 / 平 成 年 月 日 午 時											
/ 分 / / / / / / / / / /											
/ / / / / 地 方 裁 判 所 / / / / 支 部 /											

日
分

行

(CODE:1748)

破 産 手 続 開 始											
次 の 破 産 事 件 に つ い て 、 以 下 の と お り 破 産 手 続											
を 開 始 し た 。 破 産 財 団 に 属 す る 財 産 の 所 持 者 及 び											
破 産 者 に 対 し て 債 務 を 負 担 す る 者 は 、 破 産 者 に そ											
の 財 産 を 交 付 し 、 又 は 弁 済 を し て は な ら な い 。											
平 成 年 (フ) 第 号											
(債務者の住所名称)											
債 務 者											
代 表 者 代 表 取 締 役											
1 決 定 年 月 日 時 平 成 年 月 日 午 時											
分											
2 主 文 債 務 者 に つ い て 破 産 手 続 を 開 始 す る 。											
3 破 産 管 財 人											
4 破 産 債 権 の 届 出 期 間 平 成 年 月 日 ま で											
5 財 産 状 況 報 告 集 会 ・ 一 般 調 査 ・ 廃 止 意 見 聴 取											
・ 計 算 報 告 の 期 日 平 成 年 月 日 午 時											
分											
6 破 産 法 2 0 4 条 1 項 2 号 の 規 定 に よ る 簡 易 配											
当 を す る こ と に つ き 異 議 の あ る 破 産 債 権 者 は 、											
裁 判 所 に 対 し 5 記 載 の 一 般 調 査 期 日 の 終 了 時 ま											
で に 異 議 を 述 べ な け れ ば な ら な い 。											
地 方 裁 判 所 支 部											

日
分

行

(CODE:1749)

破 産 手 続 開 始											
次 の 破 産 事 件 に つ い て 、 以 下 の と お り 破 産 手 続											
を 開 始 し た 。 破 産 財 団 に 属 す る 財 産 の 所 持 者 及 び											
破 産 者 に 対 し て 債 務 を 負 担 す る 者 は 、 破 産 者 に そ											
の 財 産 を 交 付 し 、 又 は 弁 済 を し て は な ら な い 。											
平 成 年 (フ) 第 号											
(債務者の住所名称)											
債 務 者											
1 決 定 年 月 日 時 平 成 年 月 日 午 時											
分											
2 主 文 債 務 者 に つ い て 破 産 手 続 を 開 始 す る 。											
3 破 産 管 財 人											
4 破 産 債 権 の 届 出 期 間 平 成 年 月 日 ま で											
5 財 産 状 況 報 告 集 会 の 期 日 平 成 年 月 日											
午 時 分											
6 一 般 調 査 期 間 平 成 年 月 日 か ら 平 成											
年 月 日 ま で											
地 方 裁 判 所 支 部											

(CODE:1750)

日
分

行

破 産 手 続 開 始												
次 の 破 産 事 件 に つ い て 、 以 下 の と お り 破 産 手 続												
を 開 始 し た 。 破 産 財 団 に 属 す る 財 産 の 所 持 者 及 び												
破 産 者 に 対 し て 債 務 を 負 担 す る 者 は 、 破 産 者 に そ												
の 財 産 を 交 付 し 、 又 は 弁 済 を し て は な ら な い 。												
平 成 年 (フ) 第 号												
(債務者の住所名称)												
/ / / / / / / / / /												
/ / / / / / / / / /												
/ 債 務 者 / / / / / / / / / /												
/ / / / / / / / / /												
1	決 定 年 月 日 時			平 成 年 月 日 午 時								
/ 分 / / / / / / / / / /												
2	主 文			債 務 者 に つ い て 破 産 手 続 を 開 始 す る 。								
3	破 産 管 財 人			/ / / / / / / / / /								
4	破 産 債 権 の 届 出 期 間			平 成 年 月 日 ま で								
5	財 産 状 況 報 告 集 会 の 期 日			平 成 年 月 日								
/ 午 時 分 / / / / / / / / / /												
6	一 般 調 査 期 間			平 成 年 月 日 か ら 平 成								
/ 年 月 日 ま で / / / / / / / / / /												
7	破 産 法 2 0 4 条 1 項 2 号 の 規 定 に よ る 簡 易 配											
/ 当 を す る こ と に つ き 異 議 の あ る 破 産 債 権 者 は 、												
/ 裁 判 所 に 対 し 6 記 載 の 一 般 調 査 期 間 の 満 了 時 ま												
/ で に 異 議 を 述 べ な け れ ば な ら な い 。												
/ / / / / 地 方 裁 判 所 / / / 支 部 /												

日
分

行

(CODE:1751)

破 産 手 続 開 始											
次 の 破 産 事 件 に つ い て 、 以 下 の と お り 破 産 手 続											
を 開 始 し た 。 破 産 財 団 に 属 す る 財 産 の 所 持 者 及 び											
破 産 者 に 対 し て 債 務 を 負 担 す る 者 は 、 破 産 者 に そ											
の 財 産 を 交 付 し 、 又 は 弁 済 を し て は な ら な い 。											
平成 年 (フ) 第 号											
(債務者の住所名称)											
/ / / / / / / / / / / / / /											
/ / / / / / / / / / / / / /											
/ 債 務 者 / / / / / / / / / / / / / /											
/ / / / / / / / / / / / / /											
/ 代 表 者 代 表 取 締 役 / / / / / / / / / / / / / /											
1 / 決 定 年 月 日 時 / 平成 年 月 日 午 時											
/ 分 / / / / / / / / / / / / / /											
2 / 上 文 / 債 務 者 に つ い て 破 産 手 続 を 開 始 す る 。											
3 / 破 産 管 財 人 / / / / / / / / / / / / / /											
4 / 破 産 債 権 の 届 出 期 間 / 平成 年 月 日 まで											
5 / 一 般 調 査 期 間 / 平成 年 月 日 から 平成											
/ 年 月 日 まで / / / / / / / / / / / / / /											
/ / / / / / / / / / 地 方 裁 判 所 / / / / / 支 部 /											

日
分

行

(CODE:1752)

破 産 手 続 開 始											
次 の 破 産 事 件 に つ い て 、 以 下 の と お り 破 産 手 続											
を 開 始 し た 。 破 産 財 団 に 属 す る 財 産 の 所 持 者 及 び											
破 産 者 に 対 し て 債 務 を 負 担 す る 者 は 、 破 産 者 に そ											
の 財 産 を 交 付 し 、 又 は 弁 済 を し て は な ら な い 。											
平 成 年 (フ) 第 号											
(債務者の住所名称)											
/ / / / / / / / / / / / / / / /											
/ / / / / / / / / / / / / / / /											
/ 債 務 者 / / / / / / / / / / / / / / / /											
/ / / / / / / / / / / / / / / /											
/ 代 表 者 代 表 取 締 役 / / / / / / / / / / / / / / / /											
1 / 決 定 年 月 日 時 / 平 成 年 月 日 午 時											
/ 分 / / / / / / / / / / / / / / / /											
2 / 主 文 / 債 務 者 に つ い て 破 産 手 続 を 開 始 す る 。											
3 / 破 産 管 財 人 / / / / / / / / / / / / / / / /											
4 / 破 産 債 権 の 届 出 期 間 / 平 成 年 月 日 ま で											
5 / 一 般 調 査 期 間 / 平 成 年 月 日 か ら 平 成											
/ 年 月 日 ま で / / / / / / / / / / / / / / / /											
6 / 破 産 法 2 0 4 条 1 項 2 号 の 規 定 に よ る 簡 易 配											
/ 当 を す る こ と に つ き 異 議 の あ る 破 産 債 権 者 は 、											
/ 裁 判 所 に 対 し 5 記 載 の 一 般 調 査 期 間 の 満 了 時 ま											
/ で に 異 議 を 述 べ な け れ ば な ら な い 。											
/ / / / / / / / / / 地 方 裁 判 所 / / / / / 支 部 /											

日
分

行

(CODE:1753)

破 産 手 続 開 始											
次 の 破 産 事 件 に つ い て 、 以 下 の と お り 破 産 手 続											
を 開 始 し た 。 破 産 財 団 に 属 す る 財 産 の 所 持 者 及 び											
破 産 者 に 対 し て 債 務 を 負 担 す る 者 は 、 破 産 者 に そ											
の 財 産 を 交 付 し 、 又 は 弁 済 を し て は な ら な い 。											
平 成 年 (フ) 第 号											
(債務者の住所名称)											
債 務 者											
代 表 者 代 表 取 締 役											
1 決 定 年 月 日 時 平 成 年 月 日 午 時											
分											
2 主 文 債 務 者 に つ い て 破 産 手 続 を 開 始 す る 。											
3 破 産 管 財 人											
4 財 産 状 況 報 告 集 会 ・ 廃 止 意 見 聴 取 ・ 計 算 報 告											
の 期 日 平 成 年 月 日 午 時 分											
地 方 裁 判 所 支 部											

日
分

行

(CODE:1754)

破 産 手 続 開 始											
次 の 破 産 事 件 に つ い て 、 以 下 の と お り 破 産 手 続											
を 開 始 し た 。 破 産 財 団 に 属 す る 財 産 の 所 持 者 及 び											
破 産 者 に 対 し て 債 務 を 負 担 す る 者 は 、 破 産 者 に そ											
の 財 産 を 交 付 し 、 又 は 弁 済 を し て は な ら な い 。											
平 成 年 (フ) 第 号											
(債務者の住所名称)											
/ / / / / / / / / / / / / /											
/ / / / / / / / / / / / / /											
/ 債 務 者 / / / / / / / / / / / / / /											
/ / / / / / / / / / / / / /											
/ 代 表 者 代 表 取 締 役 / / / / / / / / / / / / / /											
1 / 決 定 年 月 日 時 / 平 成 年 月 日 午 時											
/ 分 / / / / / / / / / / / / / /											
2 / 主 文 / 債 務 者 に つ い て 破 産 手 続 を 開 始 す る 。											
3 / 破 産 管 財 人 / / / / / / / / / / / / / /											
/ / / / / / / / / / 地 方 裁 判 所 / / / / 支 部 /											

日
分

行

(CODE:1755)

破産手続開始及び免責許可申立															
てに関する意見申述期間															
次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。															
平成 年 (フ) 第 号															
(債務者の住所名称)															
/ /															
/ /															
債務者 / /															
/ /															
1 / 決定年月日時 / 平成 年 月 日 午 時															
/ 分															
2 / 主文 / 債務者について破産手続を開始する。															
3 / 破産管財人 /															
4 / 破産債権の届出期間 / 平成 年 月 日 まで															
5 / 財産状況報告集会・一般調査の期日 / 平成															
/ 年 月 日 午 時 分															
6 / 免責意見申述期間 / 平成 年 月 日 まで															
/ 地方裁判所 支部 /															

日
分

行

(CODE:1756)

破産手続開始及び免責許可申立											
てに関する意見申述期間											
次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。											
平成 年 (フ) 第 号											
(債務者の住所名称)											
/ /											
/ /											
/ 債務者 /											
/ /											
1 / 決定年月日時 / 平成 年 月 日 午 時											
/ 分											
2 / 主文 / 債務者について破産手続を開始する。											
3 / 破産管財人 /											
4 / 破産債権の届出期間 / 平成 年 月 日 まで											
5 / 財産状況報告集会・一般調査の期日 / 平成 年 月 日 午 時 分											
6 / 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をするにつき異議のある破産債権者は、											
/ 裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならぬ。											
7 / 免責意見申述期間 / 平成 年 月 日 まで											
/ 地方裁判所 支部 /											

日
分

行

(CODE:1757)

破産手続開始及び免責許可申立															
てに関する意見申述期間															
次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。															
平成 年 (フ) 第 号															
(債務者の住所名称)															
債務者															
1 決定年月日時 平成 年 月 日 午 時															
分															
2 主文 債務者について破産手続を開始する。															
3 破産管財人															
4 破産債権の届出期間 平成 年 月 日 まで															
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取															
・計算報告の期日 平成 年 月 日 午 時															
分															
6 免責意見申述期間 平成 年 月 日 まで															
地方裁判所 支部															

日
分

行

破産手続開始及び免責許可申立															
てに関する意見申述期間															
次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。															
平成 年 (フ) 第 号															
(債務者の住所名称)															
/ / / / / / / / / /															
/ / / / / / / / / /															
/ 債務者 / / / / / / / / / /															
/ / / / / / / / / /															
1 / 決定年月日時 / 平成 年 月 日 午 時															
/ 分 / / / / / / / / / /															
2 / 主文 / 債務者について破産手続を開始する。															
3 / 破産管財人 / / / / / / / / / /															
4 / 破産債権の届出期間 / 平成 年 月 日 まで															
5 / 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取															
/ ・計算報告・免責審尋の期日 / 平成 年 月															
/ 日 午 時 分 / / / / / / / / / /															
6 / 免責意見申述期間 / 平成 年 月 日 まで															
/ / / / / 地方裁判所 / / / 支部 /															

日
分

行

(CODE:1759)

破産手続開始及び免責許可申立															
てに関する意見申述期間															
次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。															
平成 年 (フ) 第 号															
(債務者の住所名称)															
債務者															
1 決定年月日時 平成 年 月 日 午 時															
分															
2 主文 債務者について破産手続を開始する。															
3 破産管財人															
4 破産債権の届出期間 平成 年 月 日 まで															
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取															
・計算報告の期日 平成 年 月 日 午 時															
分															
6 破産法 204条1項2号の規定による簡易配当をするにつき異議のある破産債権者は、															
裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで															
に異議を述べなければならない。															
7 免責意見申述期間 平成 年 月 日 まで															
地方裁判所 支部															

日分

行

破産手続開始及び免責許可申立															
てに関する意見申述期間															
次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。															
平成 年 (フ) 第 号															
(債務者の住所名称)															
/ / / / / / / / / / / / / / / / / /															
/ / / / / / / / / / / / / / / / / /															
/ 債務者 / / / / / / / / / / / / / / / / / /															
/ / / / / / / / / / / / / / / / / /															
1 / 決定年月日時 / 平成 年 月 日 午 時															
/ 分 / / / / / / / / / / / / / / / / / /															
2 / 主文 / 債務者について破産手続を開始する。															
3 / 破産管財人 / / / / / / / / / / / / / / / / / /															
4 / 破産債権の届出期間 / 平成 年 月 日 まで															
5 / 財産状況報告集会の期日 / 平成 年 月 日															
/ 午 時 分 / / / / / / / / / / / / / / / / / /															
6 / 一般調査期間 / 平成 年 月 日 から 平成															
/ 年 月 日 まで / / / / / / / / / / / / / / / / / /															
7 / 免責意見申述期間 / 平成 年 月 日 まで /															
/ / / / / / / / / / / 地方裁判所 / / / / / 支部 /															

日
分

行

(CODE:1761)

破産手続開始及び免責許可申立															
てに関する意見申述期間															
次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。															
平成 年 (フ) 第 号															
(債務者の住所名称)															
/ /															
/ /															
/ 債務者 /															
/ /															
1 / 決定年月日時 / 平成 年 月 日 午 時															
/ 分															
2 / 主文 / 債務者について破産手続を開始する。															
3 / 破産管財人 /															
4 / 破産債権の届出期間 / 平成 年 月 日 まで															
5 / 財産状況報告集会の期日 / 平成 年 月 日															
/ 午 時 分															
6 / 一般調査期間 / 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで															
7 / 破産法 204 条 1 項 2 号 の 規 定 に よ る 簡 易 配															
/ 当 を す る こ と に つ き 異 議 の あ る 破 産 債 権 者 は 、															
/ 裁 判 所 に 対 し 6 記 載 の 一 般 調 査 期 間 の 満 了 時 ま															
/ で に 異 議 を 述 べ な け れ ば な ら な い 。															
8 / 免 責 意 見 申 述 期 間 / 平成 年 月 日 まで															
/ 地 方 裁 判 所 支 部 /															

日
分

行

破産手続開始及び免責許可申立															
てに関する意見申述期間															
次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。															
平成		年		(フ)		第		号							
(債務者の住所名称)															
/														/	
/														/	
/		債務者													
/															
1		/		決定年月日時		/		平成		年		月		日 午 時	
/		分													
2		/		主文		/		債務者について破産手続を開始する。							
3		/		破産管財人		/									
4		/		破産債権の届出期間		/		平成		年		月		日 まで	
5		/		一般調査期間		/		平成		年		月		日 から 平成	
/		年		月		日 まで									
6		/		免責意見申述期間		/		平成		年		月		日 まで	
/								地方裁判所				支部		/	

日分

行

(CODE:1763)

破産手続開始及び免責許可申立															
てに関する意見申述期間															
次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。															
平成 年 (フ) 第 号															
(債務者の住所名称)															
/ /															
/ /															
/ 債務者 /															
/ /															
1 / 決定年月日時 / 平成 年 月 日 午 時															
/ 分															
2 / 主文 / 債務者について破産手続を開始する。															
3 / 破産管財人 /															
4 / 破産債権の届出期間 / 平成 年 月 日 まで															
5 / 一般調査期間 / 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで															
6 / 破産法 204 条 1 項 2 号 の 規 定 に よ る 簡 易 配 当 を す る こ と に つ き 異 議 の あ る 破 産 債 権 者 は 、 裁 判 所 に 対 し 5 記 載 の 一 般 調 査 期 間 の 満 了 時 ま で に 異 議 を 述 べ な け れ ば な ら な い 。															
7 / 免責意見申述期間 / 平成 年 月 日 まで															
/ 地方裁判所 支部 /															

日分

行

(CODE:1764)

破産手続開始及び免責許可申立											
てに関する意見申述期間											
次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。											
平成 年 (フ) 第 号											
(債務者の住所名称)											
/ /											
/ /											
/ 債務者 /											
/ /											
1 / 決定年月日時 / 平成 年 月 日 午 時											
/ 分											
2 / 主文 / 債務者について破産手続を開始する。											
3 / 破産管財人 /											
4 / 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告											
/ の期日 / 平成 年 月 日 午 時 分											
5 / 免責意見申述期間 / 平成 年 月 日 まで											
/ 地方裁判所 支部 /											

日分

行

(CODE:1765)

破産手続開始及び免責許可申立															
てに関する意見申述期間															
次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。															
平成		年		(フ)		第		号							
(債務者の住所名称)															
/														/	
/														/	
/		債務者													
/															
1		/		決定年月日時		/		平成		年		月		日午時	
/		分													
2		/		主文		/		債務者について破産手続を開始する。							
3		/		破産管財人		/									
4		/		免責意見申述期間		/		平成		年		月		日まで	
/								地方裁判所				支部		/	

日分

行

(CODE:1766)

破産手続開始及び破産手続廃止											
平成		年		(フ)		第		号			
(債務者の住所名称)											
/										/	
/										/	
/		債務者									
/											
1		決定年		月		日		時		平成	
		年		月		日		午		時	
/		分									
2		主文		債務者について破産手続を開始する。							
/		/		/		/		本件破産手続を廃止する。			
3		理由の要旨		破産財団をもつて破産手続の費							
/		用を支弁		するの		に不		足する。			
/						地方裁判所				支部	

日分

行

(CODE:1767)

破産手続開始・破産手続廃止及び免											
責許可申立てに関する意見申述期間											
平成		年		(フ)		第		号		(	
(債務者の住所名称)											
/ / / / / / / / / / / / / /											
/ / / / / / / / / / / / / /											
債務者											
/ / / / / / / / / / / / / /											
1 / / / / / / / / / / / / / /											
/ / / / / / / / / / / / / /											
2 / / / / / / / / / / / / / /											
主文 債務者について破産手続を開始する。											
/ / / / / / / / / / / / / /											
本件破産手続を廃止する。											
3 / / / / / / / / / / / / / /											
理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。											
/ / / / / / / / / / / / / /											
4 / / / / / / / / / / / / / /											
免責意見申述期間 平成 年 月 日 まで											
/ / / / / / / / / / / / / /											
地方裁判所 支部											

日分

行

(CODE:1768)

破産手続開始・破産手続廃止及び免責												
免責許可申立てに関する意見申述期間												
平成		年		(フ)		第		号				
(債務者の住所名称)												
/ / / / / / / / / / / / / /												
/ / / / / / / / / / / / / /												
/ 債務者 / / / / / / / / / / / / / /												
/ / / / / / / / / / / / / /												
1	決定年		月	日	時	平成		年	月	日	午	時
/ 分 / / / / / / / / / / / / / /												
2 / 主文 / 債務者について破産手続を開始する。												
/ / / / / / / / 本件破産手続を廃止する。												
3 / 理由の要旨 / 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。												
/ / / / / / / / / / / / / /												
4	免責意見申述期間		平成		年	月	日	まで				
/ / / / / / / / / / / / / /												
5	免責審尋期日		平成		年	月	日	午	時			
/ 分 / / / / / / / / / / / / / /												
/ / / / / / / / / / 地方裁判所 / / / / / 支部 /												

日分

行

(CODE:1769)

破産手続廃止									
平成	年	(フ)	第	号					
(破産者の住所名称)									
破産者									
1	決定年月日			平成	年	月	日		
2	主文			本件破産手続を廃止する。					
3	理由の要旨			破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。					
地方裁判所 支部									

日
分

行

(CODE:1772)

破産手続廃止及び免責許可決定															
平成		年		(フ)		第		号							
(破産者の住所名称)															
/														/	
/														/	
/		破産者													
/															
1	/	決定年		月		日		平成		年		月		日	
2	/	主文		本件破産手続を廃止する。											
3	/	理由の要旨		破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。											
4	/	主文		破産者について免責を許可する。											
/								地方裁判所				支部		/	

日分

行

(CODE:1773)

破産手続終結												
平成	年	(フ)	第	号								
(破産者の住所名称)												
/ / / / / / / / / / / /												
/ / / / / / / / / / / /												
破産者 / / / / / / / / / / / /												
/ / / / / / / / / / / /												
1	決定年月日			平成	年	月	日					
2	主文			本件破産手続を終結する。								
3	理由の要旨			配当が終了し、破産管財人の任								
務終了による計算の報告を目的とした債権者集												
会 は 終 結 し た。												
/ / / / / / / / / / / /												
地方裁判所 支部												

日
分

行

(CODE:1791)

破産手続終結											
平成		年		(フ)		第		号			
(破産者の住所名称)											
/										/	
/										/	
/		破産者								/	
/										/	
1		決定年		月日		平成		年		月日	
2		主文		本件破産手続を終結する。							
3		理由の要旨		配当が終了し、破産管財人の任							
/		務終了による計算について		の異議申述期間が経							
/		過した。									
/				地方裁判所				支部		/	

(CODE:1792)

日分

行

破産手続終結及び免責許可決定												
平成		年		(フ)		第		号				
(破産者の住所名称)												
/ / / / / / / / / / / /												
/ / / / / / / / / / / /												
破産者												
/ / / / / / / / / / / /												
1	決定年		月		日		平成		年		月	
2	主文		本件破産手続を終結する。									
3	理由の要旨		配当が終了し、破産管財人の任									
務終了による計算の報告を目的とした債権者集												
会 は 終 結 し た。												
4	主文		破産者について免責を許可する。									
/ / / / / / / / / / / /												
地方裁判所 支部												

日分

行

(CODE:1795)

破産手続終結及び免責許可決定											
平成		年		(フ)		第		号			
(破産者の住所名称)											
破産者											
1 決定年月日平成年月日											
2 主文 本作破産手続を終結する。											
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任											
務終了による計算について、異議申述期間が終											
過した。											
4 主文 破産者について免責を許可する。											
地方裁判所 支部											

日分

行

破産債権の届出期間及び一般											
調査期日											
平成 年 (フ) 第 号											
(破産者の住所名称)											
破産者											
1 破産債権の届出期間 平成 年 月 日 まで											
2 一般調査期日 平成 年 月 日 午 時											
分											
平成 年 月 日											
地方裁判所 支部											

日
分

行

破産債権の届出期間及び一般									
調査期間									
平成	年	(フ)	第	号					
(破産者の住所名称)									
/									/
/									/
/	破産者								
/	/								
1	/	破産債権の届出期間	/	平成	年	月	日	まで	
2	/	一般調査期間	/	平成	年	月	日	から平成	
/	年	月	日	まで					
/	平成	年	月	日					
/					地方裁判所			支部	/

日
分

行

(CODE:1803)

破産債権の特別調査期日											
平成		年		(フ)		第		号			
(破産者の住所名称)											
/										/	
/										/	
/		破産者									
/											
特別調査期日				/		平成		年		月	
										日	
/				平成		年		月		日	
/											
/						地方裁判所				支部	

日
分

行

(CODE:1806)

破 産 債 権 の 特 別 調 査 期 間											
平 成		年		(フ) 第		号					
(破産者の住所名称)											
/										/	
/										/	
/		破 産 者									
/		/									
特 別 調 査 期 間				/		平 成		年		月 日 から 平 成 年	
/		月		日		ま		で			
/		平 成		年		月		日			
/						地 方 裁 判 所				支 部	

(CODE:1807)

日
分

行

		債権者集会招集			
平成	年	(フ)	第	号	
(破産者の住所名称)					
/					/
/					/
/	破産者				
/	/				
1	/	期日	/	平成	年
				月	日
				午	時
					分
2	/	会議の目的	/	破産管財人の任務終了による計	
/	算の報告				
/	平成	年		月	日
/					
/				地方裁判所	
/					支部

日分

行

(CODE:1871)

				債権者集会招集							
平成		年		(フ)		第		号			
(破産者の住所名称)											
/										/	
/										/	
/		破産者									
/											
1		期日		平成		年		月		日	
2		会議の目的		破産		手続廃止に		関する意見の聴			
		取、破産管財人の任		務終了による計算の報告							
/		平成		年		月		日			
/						地方裁判所				支部	

日
分

、行

債権者集会招集及び免責許可											
申立てに関する意見申述期間											
平成		年		(フ)		第		号			
(破産者の住所名称)											
/ /											
/ /											
破産者											
/ /											
1	期日		平成		年		月		日		午
2	会議の目的		破産管財人の任務終了による計		算の報告						
/ /											
3	免責意見申述期間		平成		年		月		日		まで
平成		年		月		日					
				地方裁判所				支部		/	

日
分

行

(CODE:1873)

債権者集会招集及び免責許可											
申立てに関する意見申述期間											
平成		年		(フ)		第		号			
(破産者の住所名称)											
破産者											
1 期日 平成 年 月 日 午 時 分											
2 会議の目的 破産手続廃止に関する意見の聴											
取、破産管財人の任務終了による計算の報告											
3 免責意見申述期間 平成 年 月 日 まで											
平成 年 月 日											
地方裁判所 支部											

日
分

行

書 面 に よ る 計 算 報 告 及 び 免 責 許															
可 申 立 て に 関 す る 意 見 申 述 期 間															
次 の 破 産 事 件 に つ い て 、 破 産 管 財 人 か ら 任 務 終															
了 に よ る 計 算 の 報 告 書 の 提 出 が あ っ た 。 破 産 法 8															
9 条 3 項 に 規 定 す る 者 は 、 計 算 に 異 議 が あ れ ば 、															
1 の 異 議 申 述 期 間 内 に 裁 判 所 に 異 議 を 述 べ な け れ															
ば な ら な い 。															
平 成 年 (フ) 第 号															
(破産者の住所名称)															
/ / / / / / / / / /															
/ / / / / / / / / /															
破 産 者 / / / / / / / / / /															
/ / / / / / / / / /															
1 / 異 議 申 述 期 間 / 平 成 年 月 日 ま で															
2 / 免 責 意 見 申 述 期 間 / 平 成 年 月 日 ま で															
/ 平 成 年 月 日 / / / / / / / /															
/ / / / / 地 方 裁 判 所 / / / 支 部 /															

日
分

行

(CODE:1882)

免責許可申立てに関する意見											
申述期間											
平成		年		(フ)		第		号			
(破産者の住所名称)											
/ /											
/ /											
破産者											
/ /											
免責意見申述期間 / 平成 年 月 日 まで											
/ 平成 年 月 日											
/ 地方裁判所 支部 /											

日
分

行

(CODE:1926)

免責許可決定											
平成 年 (フ) 第 号											
(破産者の住所名称)											
/ /											
/ /											
破産者											
/ /											
1 / 決定年月日 / 平成 年 月 日											
2 / 主文 / 破産者について免責を許可する。											
/ / 地方裁判所 支部 /											

日
分

行

(CODE:1931)

				小	規	模	個	人	再	生	に	よ	る	再	生			
				手	続	開	始	の	取	消	決	定	確	定				
平	成		年	(	再	イ	)	第						号				
(再生債務者の住所氏名)																		
/																	/	
/																	/	
/	再	生	債	務	者	/												
1	/	主	文	/	再	生	手	続	開	始	決	定	を	取	り	消	す	。
2	/	決	定	確	定	日	/	平	成		年		月		日			
/								地	方	裁	判	所					/	

日
分

行

(CODE:2401)

記載要領

数字は、アラビア数字を用い、事件番号は1升到1字を、その他については、1字の場合は1升到1字を、2字以上の場合は、

		1	2
--	--	---	---

、

		1	2
--	--	---	---

		3
--	--	---

、

		1	2
--	--	---	---

		3	1
--	--	---	---

のように記載する。

				小	規	模	個	人	再	生	に	よ	る	再	生				
				債	権	の	届	出	期	間	変	更							
平	成			年	(	再	イ	)	第					号					
(再生債務者の住所氏名)																			
/																		/	
/																		/	
/	再	生	債	務	者	/													
再	生	債	権	の	届	出	期	間	/	平	成		年		月		日	ま	で
/	平	成		年		月		日											
/										地	方	裁	判	所				/	

日
分

行

記載要領
数字は、アラビア数字を用い、事件番号は1升に1字を、その他については、1字の場合は1升に1字を、2字以上の場合は、

		1	2
--	--	---	---

、

		1	2
--	--	---	---

		3
--	--	---

、

		1	2
--	--	---	---

		3	1
--	--	---	---

のように記載する。

				小規模個人再生による再生債				
				権の一般異議申述期間変更				
平成	年			(再イ)第				号
(再生債務者の住所氏名)								
再生債務者								
一般異議申述期間				平成	年	月	日	から平成
年				月	日	まで		
平成				年	月	日		
				地方裁判所				

日
分

行

記載要領
数字は、アラビア数字を用い、事件番号は1升到1字を、その他については、1字の場合は1升到1字を、2字以上の場合は、

1	2
---	---

、

1	2	3
---	---	---

、

1	2	3	4
---	---	---	---

のように記載する。

小規模個人再生による再生											
債権の特別異議申述期間											
平成 年 (再イ) 第 号											
(再生債務者の住所氏名)											
再生債務者											
特別異議申述期間 平成 年 月 日から平成											
年 月 日まで											
平成 年 月 日											
地方裁判所											

日
分

行

記載要領
数字は、アラビア数字を用い、事件番号は1升到1字を、その他については、1字の場合は1升到1字を、2字以上の場合は、

1	2
---	---

、

1	2	3
---	---	---

、

1	2	3	4
---	---	---	---

のように記載する。

(CODE:2404)

				小	規	模	個	人	再	生	に	よ	る	書	面					
				決	議	に	付	す	る	決	定									
平	成		年	(	再	イ	)	第						号						
(再生債務者の住所氏名)																				
/																	/			
/																	/			
/	再	生	債	務	者	/														
1	/	決	議	に	付	す	る	再	生	計	画	案	/	平	成		年	月	日	
/	付	け	再	生	計	画	案													
2	/	再	生	計	画	案	に	対	す	る	回	答	期	間	/	平	成		年	月
/		日	ま	で																
/	平	成		年		月		日												
/					地	方	裁	判	所								/			

日
分

行

(CODE:2405)

記載要領

数字は、アラビア数字を用い、事件番号は1升到1字を、その他については、1字の場合は1升到1字を、2字以上の場合は、

		1	2
--	--	---	---

、

		1	2
--	--	---	---

		3
--	--	---

、

		1	2
--	--	---	---

		3	4
--	--	---	---

のように記載する。

(A 4)

				小規模個人再生による書面				
				決議に付する決定				
平成		年	(再イ)	第			号	
(再生債務者の住所氏名)								
/								/
/								/
/	再	生	債	務	者	/		
1	/	決	議	に	付	す	る	再
	生	計	画	案	/	平	成	年
	月	日						
/	付	け	再	生	計	画	案	
2	/	議	決	権	の	不	統	一
	行	使	の	通	知	期	/	限
	平	成	年					
/	月	日						
3	/	再	生	計	画	案	に	対
	す	る	回	答	期	/	間	
	平	成	年					
/	日	ま	で					
/	平	成	年		月	日		
/				地	方	裁	判	所
								/

日
分

行

(CODE:2406)

記載要領

数字は、アラビア数字を用い、事件番号は1 升に 1 字を、その他については、1 字の場合は1 升に 1 字を、2 字以上の場合は、

□	□	1	2
---	---	---	---

、

□	□	1	2
---	---	---	---

□	□	3
---	---	---

、

□	□	1	2
---	---	---	---

□	□	3
---	---	---

のように記載する。

(A 4)

				小規模個人再生による再生			
				計画認可			
平成		年	(再イ)	第		号	
(再生債務者の住所氏名)							
/							/
/							/
/	再生債務者						
1	/	主文	/	本件再生計画を認可する。			
2	/	理由の要旨	/	平成	年	月	日までに書面に
/	よる決議	により可決	があったもの	とみなされた			
/	再生計画	には、民事	再生法に定める	不認可の決			
/	定をすべ	き事由はな	い。				
/	平成	年	月	日			
/				地方裁判所			/

日
分

行

記載要領
数字は、アラビア数字を用い、事件番号は1升に1字を、その他については、1字の場合は1升に1字を、2字以上の場合は、

		1
--	--	---

、

		2
--	--	---

、

		3
--	--	---

、

		1	2
--	--	---	---

、

		3	4
--	--	---	---

のように記載する。

(A 4)

(CODE:2410)

				小	規	模	個	人	再	生	に	よ	る	再	生				
				計	画	不	認	可											
平	成		年	(	再	イ	)	第						号					
(再生債務者の住所氏名)																			
/																	/		
/																	/		
/	再	生	債	務	者	/													
1	/	主	文	/	本	件	再	生	計	画	を	認	可	し	な	い	。		
2	/	理	由	の	要	旨	/	平	成		年		月		日	ま	で	に	
/	よ	る	決	議	に	よ	り	可	決	が	あ	っ	た	も	の	と	み	な	さ
/	再	生	計	画	に	は	、	民	事	再	生	法			条	項	号	に	
/	定	め	る	事	由	が	あ	る	。										
/	平	成		年		月		日											
/					地	方	裁	判	所								/		

日
分

行

(CODE:2411)

記載要領

数字は、アラビア数字を用い、事件番号は1升に1字を、その他については、1字の場合は1升に1字を、2字以上の場合は、

		1	2
--	--	---	---

、

		1	2	3
--	--	---	---	---

、

		1	2	3	4
--	--	---	---	---	---

のように記載する。

(A 4)

				小	規	模	個	人	再	生	に	よ	る	再	生						
				計	画	取	消														
平	成			年	(	再	イ	)	第					号							
(再生債務者の住所氏名)																					
/																		/			
/																		/			
/	再	生	債	務	者	/															
1	/	主	文	/	本	件	再	生	計	画	を	取	り	消	す	。					
2	/	理	由	の	要	旨	/	平	成		年		月		日	に	認	可	し	た	再
/	生	計	画	に	は	、	民	事	再	生	法			条	項	号	に	定			
/	め	る	事	由	が	あ	る	。													
/	平	成		年		月		日													
/					地	方	裁	判	所									/			

日
分

行

記載要領
数字は、アラビア数字を用い、事件番号は1升到1字を、その他については、1字の場合は1升到1字を、2字以上の場合は、

12

、

12

3

、

12

34

のように記載する。

(A 4)

		小規模個人再生による再生			
		手続廃止			
平成	年	(再イ)	第	号	
(再生債務者の住所氏名)					
再生債務者					
1	主文	本件再生手続を廃止する。			
2	理由の要旨	本件再生手続には、民事再生法			
		条号に定める事由がある。			
平成	年	月	日		
		地方裁判所			

日
分

行

(CODE:2413)

記載要領

数字は、アラビア数字を用い、事件番号は1升到1字を、その他については、1字の場合は1升到1字を、2字以上の場合は、

1

、

1

3

、

1

3

のように記載する。

(A4)

小規模個人再生による免責											
決定											
平成		年		(モ)		第		号			
(再生債務者の住所氏名)											
再生債務者											
1 主文 再生債務者を免責する。											
2 理由の要旨 再生債務者が再生計画を遂行す											
ることが極めて困難であり、かつ、民事再生法											
235条1項各号に定める事由がある。											
平成 年 月 日											
地方裁判所											

日
分

行

(CODE:2415)

記載要領
数字は、アラビア数字を用い、事件番号は1升到1字を、その他については、1字の場合は1升到1字を、2字以上の場合は、

1	2
---	---

、

1	2	3
---	---	---

、

1	2	3	4
---	---	---	---

のように記載する。

(A 4)

給与所得者等再生による再生												
手続開始												
平成		年		(再口)		第		号				
(再生債務者の住所氏名)												
/												
/												
再生債務者												
1	決定年		月	日	時	平成		年	月	日	午	時
分												
2	主文		再生債務者について給与所得者等再生									
による再生手続を開始する。												
3	再生債権の届出期間		平成		年	月	日	まで				
4	一般異議申述期間		平成		年	月	日	から平成				
成		年	月	日	まで							
地方裁判所												

日
分

行

(CODE:2420)

記載要領

- 1 数字は、アラビア数字を用い、事件番号は1升到1字を、その他については、1字の場合は1升到1字を、2字以上の場合は、

1	2
---	---

、

1	2	3
---	---	---

、

1	2	3	4
---	---	---	---

のように記載する。
- 2 期日が午後1時30分と指定された場合には、「時」の次に「30分」と記載する。

(A 4)

		給与所得者等再生による再生			
		手続開始の取消決定確定			
平成	年	(再口)	第	号	
(再生債務者の住所氏名)					
/					/
/					/
再生債務者					
1	主文	再生手続開始決定を取り消す。			
2	決定確定日	平成	年	月	日
		地方裁判所			

日
分

行

(CODE:2421)

記載要領

数字は、アラビア数字を用い、事件番号は1升到1字を、その他については、1字の場合は1升到1字を、2字以上の場合は、

1

、

1

3

、

1

3

のように記載する。

(A 4)

給与所得者等再生による再生											
債権の届出期間変更											
平成		年		(再口)		第		号			
(再生債務者の住所氏名)											
/ / / / / / / / / / / /											
/ / / / / / / / / / / /											
再生債務者											
再生債権の届出期間						平成		年		月 日 まで	
平成		年		月 日							
/ / / / / / / / / / / /											
地方裁判所											

日
分

行

(CODE:2422)

記載要領

数字は、アラビア数字を用い、事件番号は1升到1字を、その他については、1字の場合は1升到1字を、2字以上の場合は、□□12、□□12 □□3、□□12 □□31のように記載する。

(A 4)

		給与所得者等再生による再生			
		債権の一般異議申述期間変更			
平成 年 (再口) 第		号			
(再生債務者の住所氏名)					
/				/	
/				/	
/ 再生債務者 /					
一般異議申述期間		平成 年 月 日 から平成			
年 月 日 まで					
/ 平成 年 月 日					
/		地方裁判所		/	

日
分

行

(CODE:2423)

記載要領
数字は、アラビア数字を用い、事件番号は1升到1字を、その他については、1字の場合は1升到1字を、2字以上の場合は、

1	2
---	---

、

1	2	3
---	---	---

、

1	2	3	4
---	---	---	---

のように記載する。

				給与所得者等再生による再生							
				債権の特別異議申述期間							
平成		年		(再口)		第				号	
(再生債務者の住所氏名)											
/								/			
/								/			
/				再生債務者				/			
特別異議申述期間				/				平成			
年		月		日		から		平成		年	
年		月		日		まで					
/				平成				年			
年		月		日							
/				地方裁判所				/			

日
分

行

(CODE:2424)

記載要領
数字は、アラビア数字を用い、事件番号は1升到1字を、その他については、1字の場合は1升到1字を、2字以上の場合は、

1	2
---	---

、

1	2
---	---

3

、

1	2
---	---

3

のように記載する。

		給与所得者等再生による再生			
		計画案について		意見聴取	
平成 年		(再口) 第		号	
(再生債務者の住所氏名)					
再生債務者					
1		意見聴取に付する再生計画案		平成 年 月	
		日付け		再生計画案	
2		書面で意見を述べる		ことができる事項	
		再生法241条2項		各号に定める事由	
3		2の書面の提出期間		平成 年 月 日まで	
		平成 年 月 日			
		地方裁判所			

日分

行

(CODE:2425)

記載要領
数字は、アラビア数字を用い、事件番号は1升到1字を、その他については、1字の場合は1升到1字を、2字以上の場合は、

1	2	3	4
---	---	---	---

のように記載する。

(A4)

				給与所得者等再生による再生			
				計画認可			
平成		年	(再口)	第		号	
(再生債務者の住所氏名)							
/							/
/							/
/	再生債務者						
1	/	主文	/	本件再生計画を認可する。			
2	/	理由の要旨	/	平成	年	月	日までの意見聴
/	取期間が経過した再生計画には、民事再生法に						
/	定める不認可の決定をすべき事由はない。						
/	平成	年	月	日			
/				地方裁判所			/

日
分

行

記載要領 (CODE:2430)
数字は、アラビア数字を用い、事件番号は1升に1字を、その他については、1字の場合は1升に1字を、2字以上の場合は、

□	□	1	2
---	---	---	---

、

□	□	1	2
---	---	---	---

□	□	3
---	---	---

、

□	□	1	2
---	---	---	---

□	□	3	1
---	---	---	---

のように記載する。

給与所得者等再生による再生											
計画不認可											
平成		年		(再口)		第		号			
(再生債務者の住所氏名)											
/										/	
/										/	
/		再生債務者									
1		主文		本件再生計画を認可しない。							
2		理由の要旨		平成		年		月		日までの意見聴	
/		取期間が経過した再生計画には、民事再生法2									
/		41条2項		号に定める事由がある。							
/		平成		年		月		日			
/				地方裁判所						/	

日
分

行

(CODE:2431)

記載要領
数字は、アラビア数字を用い、事件番号は1 升に1 字を、その他については、1 字の場合は1 升に1 字を、2 字以上の場合は、

□	□	1	2
---	---	---	---

、

□	□	1	2
---	---	---	---

□	□	3
---	---	---

、

□	□	1	2
---	---	---	---

□	□	3
---	---	---

のように記載する。

		給与所得者等再生による再生			
		計画取消			
平成	年	(再口)	第	号	
(再生債務者の住所氏名)					
再生債務者					
1	主文	本件再生計画を取り消す。			
2	理由の要旨	平成	年	月	日に認可した再
生計画には、民事再生法		条		項	号に定
める事由がある。					
平成		年	月	日	
		地方裁判所			

行

(CODE:2432)

記載要領

数字は、アラビア数字を用い、事件番号は1升に1字を、その他については、1字の場合は1升に1字を、2字以上の場合は、

12	12	3	12	34
----	----	---	----	----

のように記載する。

(A 4)

給与所得者等再生による再生											
手続廃止											
平成		年		(再口)		第		号			
(再生債務者の住所氏名)											
再生債務者											
1 主文 本件再生手続を廃止する。											
2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法											
条項号に定める事由がある。											
平成 年 月 日											
地方裁判所											

日
分

行

記載要領
数字は、アラビア数字を用い、事件番号は1升到1字を、その他については、1字の場合は1升到1字を、2字以上の場合は、

□	□	1	2
---	---	---	---

、

□	□	1	2
---	---	---	---

□	□	3
---	---	---

、

□	□	1	2
---	---	---	---

□	□	3	4
---	---	---	---

のように記載する。

(CODE:2433)

給与所得者等再生による再生											
手続廃止の取消決定確定											
平成		年		(再口)		第		号			
(再生債務者の住所氏名)											
日											
分											
再生債務者											
1		主文		平成		年		月		日にされた再生手続廃	
		止決定を		取り消す。							
2		決定確定日		平成		年		月		日	
				地方裁判所							

日
分

行

記載要領
数字は、アラビア数字を用い、事件番号は1 升に1 字を、その他については、1 字の場合は1 升に1 字を、2 字以上の場合は、

1	2
---	---

、

1	2	3
---	---	---

、

1	2	3
---	---	---

のように記載する。

(CODE:2434)

給与所得者等再生による免責											
決定											
平成 年 (モ) 第 号											
(再生債務者の住所氏名)											
再生債務者											
1 主文 再生債務者を免責する。											
2 理由の要旨 再生債務者が再生計画を遂行す											
ることが極めて困難であり、かつ、民事再生法											
235条1項各号に定める事由がある。											
平成 年 月 日											
地方裁判所											

日
分

行

記載要領
数字は、アラビア数字を用い、事件番号は1升到1字を、その他については、1字の場合は1升到1字を、2字以上の場合は、

1	2	3
---	---	---

のように記載する。

別紙(1)
特別清算開始

官報公告定型番号第45号

特 別 清 算 開 始											
平 成		年		(ヒ)		第		号			
(会社の住所名称)											
清 算 株 式 会 社											
清 算 人											
1 決 定 年 月 日 平 成 年 月 日											
2 主 文 清 算 株 式 会 社 に つ き 特 別 清 算 の 開 始 を											
命 ず る 。											
地 方 裁 判 所											

日
分

行

記載要領
数字は、アラビア数字を用い、事件番号は1升到1字を、その他については、1字の場合は1升到1字を、2字以上の場合は、

12	12	3	12	34
----	----	---	----	----

のように記載する。

(CODE:2034)

(A 4)

別紙(2)
特別清算終結

官報公告定型番号第46号

特 別 清 算 終 結											
平 成		年		(ヒ)		第		号			
(会社の住所名称)											
/ / / / / / / / / / / / / /											
/ / / / / / / / / / / / / /											
清 算 株 式 会 社											
/ / / / / / / / / / / / / /											
1 / 決 定 年 月 日 / 平 成 年 月 日											
2 / 主 文 / 本 件 特 別 清 算 手 続 を 終 結 す る 。											
/ / / / / / 地 方 裁 判 所 / / / / / /											

日
分

行

記載要領 (CODE:2036)
数字は、アラビア数字を用い、事件番号は1升に1字を、その他については、1字の場合は1升に1字を、2字以上の場合は、

12	12	3	12	34
----	----	---	----	----

のように記載する。

(A 4)

				船主責任制限手続開始				
次の船舶所有者等責任制限事件について、以下のとおり責任制限手続を開始した。申立人又は受益債務者に対する制限債権を有する者は、その債権を6記載の届出期間内に届け出なければならぬ。								

平成		年	(船)	第		号		
申立人								
1	決定年	月	日	時	平成	年	月	日
	分							時
2	主文			下記①の船舶に係る		下記②の事故から		

日分

生じた債権について責任制限手続を開始する。								
				記				
①	船舶の表示							
	船舶の種類及び名称							
	船籍港							
	船質							

	国際総トン数							
②	事故の内容							
	発生日時	平成	年	月	日	午	時	分
	ころ							
	発生場所							

事故の態様											
3	供託命令に基づき供託された金額の総額										
	円										

4	管理人										
5	申立人及び知れている受益債務者の氏名又は										
名称並びにこれらの者と事故に係る船舶との関											
係											
申立人 2 の ① の 船舶の所有者											

受益債務者 2 の ① の 船舶の 船長											
6	制限債権の届出期間 平成 年 月 日 まで										
7	制限債権の調査期日 平成 年 月 日 午										
時 分											
〇〇地方裁判所 〇〇支部											

事故の態様	①の船舶（船長〇〇〇〇）の
左舷が機船〇〇号（総トン数65.5トン、船長	
〇〇〇〇〇〇、所有者〇〇海運株式会社）の右	
舷に衝突し、〇〇号が沈没した。	
3 供託命令に基づき供託された金額の総額	
00,000,000,000円	

4 管理人	千葉県〇〇市〇〇町	28番地	弁護士
士	甲山	一郎	
5 申立人	及び知れている受益債務者の氏名又は		
名称並びにこれらの者と事故に係る船舶との関			
係			
申立人	2の①の船舶の所有者		

受益債務者	丙野	四郎	2の①の船舶の船長
6 制限債権の届出期間	平成16年4月30日まで		
7 制限債権の調査期日	平成16年8月20日午前		
10時30分	当庁第2会議室		
		〇〇地方裁判所	〇〇支部

[illegible]

[illegible][illegible]